

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：千代よこね田んぼ指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

よこね田んぼ

範囲については、「別添 1」のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

山間部に位置している「よこね田んぼ」については、傾斜である地形や降雪が多く、また農地面積が小さく不整形等の条件不利性から、荒廃農地になりがちであった。美しい景観を守り、伝統を引き継ぐためにも、地域共同の力で「よこね田んぼ」を守っていく。

・棚田の担い手の確保

千代村地域においても、荒廃農地の増加、担い手の高齢化や人口減少が進んでおり、担い手の確保や育成が課題である。そこで棚田の担い手の確保のため、農村と都市との交流、よこね田んぼ守り隊、地区内の小学校や保育園など将来の担い手等の多様な主体の協力を得て担い手を育成していく。

・生産性・付加価値の向上

棚田を維持・保全していくためには、生産性や付加価値の向上が不可欠である。生産の充実や効率化からも令和 2 年度に構築した「よこね田んぼ 統合型地理情報システム」を活用し、作業効率化を図る。また、地区外の守り隊や交流の取り組みなどによる「千代・よこねブランド」による付加価値の向上に努める。

棚田にやさしい施肥、生育状況の見回り、作業日程の工夫により、10 a 当たり収量を令和 6 年度までの平均 380 kg から、令和 11 年度に同 400 kg を目標とする。

荒廃農地の削減	R7	目標（R11）
よこね田んぼ内の荒廃農地の減少（継続）	0.1 ヘクタール	0.08 ヘクタール

担い手の確保	R7	目標（R11）
守り隊参加人数の増加（継続）	19 人	30 人
交流人口の拡大（継続）	289 人	300 人

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

イベント参加や酒米等の付加価値による、米の販路拡大と利活用の増加を行う。

・自然環境の保全・活用

地域内外のふれあい・交流人口の拡大に向け、棚田を通じた生産活動で棚田保全意識を高める。

・良好な景観の形成

よこねたんぼでの生産活動において、春の田植えから秋のはざかけまで、ほとんど手作業で行うことにより、日本の原風景を思い起こされる美しい風景を生み出している。たんぼを中心とした美しい風景には、観光客が訪れ、その田園風景に魅了されている。

ふれあい人口の拡大	R7	目標 (R11)
交流イベントの参加人数 (継続)	289 人	300 人

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

修学旅行や棚田オーナーなど市外の農業体験や農家民泊を実施し、農業や棚田地域の魅力を発信し、交流人口の増加を図る。年間を通じて、畦塗り・田植え・稲刈り・はざかけなどの米作り体験ができる農業体験イベントを実施する。また、都市部の学生が農家に泊まりながら、自然と触れ合い、農作業や生活体験を通じて地域住民と交流を行う「農家民泊」も継続して実施する。

よこねたんぼにおいて、酒米を栽培し、その米で醸造した日本酒を取得できるオーナーも広く募集する。

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興	R7	目標 (R11)
たんぼオーナー数 (継続)	37 人	40 人
農家民泊数 (農家数) (新規)	0 軒	10 軒
農家民泊年間利用者数 (新規)	0 人	100 人

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

ボランティア等の活用により棚田保全活動の強化を実施する。

○棚田の担い手の確保

守り隊や地区内外のボランティアを活用し、担い手の確保を促進する。

○生産性・付加価値の向上

田んぼの面積等に応じて効率的な生産に努める。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

イベント参加や酒米等の付加価値による、米の販路拡大と利活用の増加を行う。

○自然環境の保全・活用

地区保育園児・小学生に向けた体験イベントを実施し、棚田地域の水環境の保全意識を高める。

○良好な景観の形成

はざかけ米の継承による田園風景の保全を実施する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農家民泊や農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

千代よこね田んぼ指定棚田地域振興協議会は、よこね田んぼ保全委員会、NPO 法人里山ベーす、飯田市千代自治振興センター、飯田市農業課等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別表のとおり。